

【高知県竹材利用促進事業募集に係る留意点（参考）】

1 補助対象事業者

竹材^{※1}の有効利用^{※2}を目的として竹材を購入^{※3}する民間事業者等^{※4}

※1 当事業における竹材とは、森林法第5条から伐採、搬出された竹材を指す。

※2 有効利用とは、竹工芸品、竹集成材、竹繊維、セルロースナノファイバー、竹炭等を指す。
但し直接的なエネルギー利用は除く。

※3 竹材の購入に際し、伐採事業者と竹材安定供給に係る協定を締結していること。

※4 民間事業者等とは民間事業者（中小企業基本法第2条第1項に該当する者をいい、個人を除く。）、広域活動団体、森林組合、農業協同組合、農事組合法人、生産森林組合、集落活動センター運営組織、竹材利用者等の組織する団体

2 申請先

所管の林業（振興）事務所振興課振興担当へ提出

3 必要書類

事業計画書等（要領様式第1-1及び1-2号）、協定書、その他参考資料

4 提出期限

令和7年7月18日（金）

※予算額に達しない場合は再度募集を実施します。

5 要綱・要領

高知県木材産業振興課ホームページをご覧ください。

(<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2025042800058/>)

< 林業（振興）事務所の所管市町村と連絡先 >

安芸林業事務所（安芸市）0887-34-1181

安芸市、室戸市、奈半利町、田野町、安田町、東洋町、芸西村、馬路村、北川村

中央東林業事務所（香美市）0887-53-0655

高知市、南国市、香美市、香南市

嶺北林業振興事務所（土佐町）0887-82-0162

本山町、土佐町、大豊町、大川村

中央西林業事務所（いの町）088-893-3612

土佐市、いの町、佐川町、越知町、仁淀川町、日高村

須崎林業事務所（須崎市）0889-42-2371

須崎市、中土佐町、四万十町、津野町、梶原町

幡多林業事務所（四万十市）0880-35-5977

四万十市、宿毛市、土佐清水市、黒潮町、大月町、三原村